

—特集— つくりませんか！

マイナンバーカード



色々なところで
マイナンバーカード



マイナンバーとは、

日本に住民票がある全員に割り当てられた一人一つの番号です。マイナンバー制度が発足した理由は、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」という目的があります。個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、社会保障、税、災害対策の法令で定められた行政手続きでマイナンバーが必要となります。

また、マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載されたICチップ付きのプラスチック製のカードで、行政が発行する身分証明書として、自治体の証明書の発行や確定申告などのサービスに活用できます。令和4年2月末時点で川俣町では「約3人に1人」がマイナンバーカードを取得しています。

今回の特集ではマイナンバーカードの申請方法や利用方法についてお知らせします。

マイナンバーカードのつくりかた

1. 申請時来庁方式

役場窓口にて申請していただき、後日、本人限定受取郵便でマイナンバーカードをお受け取りいただきます。マイナンバーカードの申請に必要な顔写真も役場で撮影いたします。

【受付時間】 8:30 ~ 16:30 ※土日、祝日は受付できません



必要なもののリスト

- ☐ 通知カード（紛失している場合、紛失届を提出していただきます）
- ☐ 顔写真（無料で撮影いたします）
- ☐ 住民基本台帳カード ※お持ちの方のみ
- ☐ 本人確認書類 ※Aの場合は1点、Bの場合は2点必要

A（1点）運転免許証、パスポート、在留カード、障がい者手帳、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書など

B（2点）健康保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証、病院等診察券など（「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているもの）



2. 交付時来庁方式

マイナンバーカードの交付申請を郵送またはオンライン（パソコン、スマートフォン）によりご自身で申請していただき、カードが出来た時点で役場窓口でお受け取りいただきます。カード交付の準備ができましたら、ご自宅に案内のハガキが郵送されます。ハガキに記載された必要書類をもって役場へお越しいただき、カードをお受け取りください。なお、カードの受け取りは本人のみとなり、代理人の方には交付できません。

申請から受け取りまで約1か月かかります。余裕をもってお早めに申請してください。

※役場で申請・お受け取りの際は、必ず電話にて事前に予約するようお願いいたします。

第2弾！

最大 20,000 円分の

マイナポイントの付与が始まりました



マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って申込みを行う必要があり、以下の①～③の手続きを行った方が対象となります。

①マイナンバーカードの新規取得 → 最大 5,000 円分

申込み時に選んだキャッシュレス決済サービスに、お金をチャージ、または買い物をする、その金額の25%のポイントが付与されます。カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー）でマイナポイント専用サイト、またはアプリから申込みことができます。また、パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、役場窓口（町民係2番窓口）でも申込みができますのでご利用ください。

※マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、マイナポイント第1弾の最大5,000円分のポイント付与を受けていない方も対象となります。

②健康保険証としての利用申込み → 7,500 円分

③公金受取口座の登録 → 7,500 円分



※「②健康保険証としての利用申込み」「③公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は準備ができ次第開始される予定です。詳しい内容が決まりましたら、広報等でお知らせいたします。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

顔認証付きカードリーダーが設置されている医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりました。

健康保険証として利用をするためには、申込みが必要です。カードリーダー機能を備えたデバイス（スマートフォン、パソコン+ICカードリーダー）でマイナポータルから、または医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーなどで申込みことができます。パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、役場窓口（町民係2番窓口）でも申込みができますのでご利用ください。



マイナポータル専用サイト

※上記について、役場での手続きをご希望の場合は、必ず電話にて事前に予約するようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

川俣町役場 1 階 2 番窓口 町民税務課町民係（内線 1306）